

財団法人 日蘭シルバーネット 定款

財団設立

本日2006年03月30日、私こと、ヒレゴム (Hillegom) に事務所を有する公証人の士 (ok) は次の二人の来訪を受けた。

1. : て生まれ。身元はまで有効の日本国旅券、にて確認。と結婚しに居住。
2. : まれ。身元は日まで有効の日本国旅券、番号確認。) 氏と結婚して号住。

両申請者は本文書に拠って一財団を設立し、その定款を以下の如く定めることを表明した。

名称・所在地

第1条

1. 本財団は、 Stichting Nichiran Silvernet 「財団日蘭シルバーネット」と称する。
2. 本財団は住所をワッセナール (Wassenaar) に置く。(以下「本」を省略する。)

目的

第2条

1. 財団の目的は、日本を母国とする高齢者に、必要と思われる情報を提供し、次のような面で支援を与えることである。
 - * 実生活の面での直接的な援助
 - * 社交の促進
 - * 補足的な介護やサービス提供を受けるための仲介。そのため、諸々の組織ないし公共機関の協力を求めたり、ボランティアのネットワークを組織したりする
 - * 意向を同じくする人たちが共同で住めるような高齢者用住居（介護センターあるいはグループ住宅）の獲得
 - * 広い意味で上記の事項と関連し、また有用と思われる、その他のあらゆる活動の実行
2. 前条の目的を達成するため、財団は下記のような活動を行う。

- a. オランダならびに日本における高齢者のための介護とサービス提供についての情報の収集と報知
- b. 高齢者のための色々な介護施設の訪問見学
- c. 同一文化背景を持つ高齢者との共同生活の可能性の研究
- d. 法律、保険、年金その他の高齢者対策についての知識の収集
- e. 社交の促進、そのために必要な場所と設備の確保
- f. オランダ国内・国外に住む日本人のネットワークの形成
- g. 高齢者が日本文化の雰囲気の中で共同で居住できるような施設の開設。これには例えば言語、食事、文化的活動などを考慮しなければならない。また、例えば PersoonsGebonden Budget (現金支給の介護サービス) を利用するなどして、個人的な必要に応じて行き届いた介護が受けられるよう心掛ける。
- h. ボランティアのネットワークの立ち上げ
- i. 70歳を越えた高齢者のための親交電話ネットワークの形成
- j. インターネットのホームページ、パンフレット、また他の公的手段による情報の配布。日本大使館を通じて行われた60歳を越える高齢者へのアンケートはその一例である。

資産

第3条

財団の資産は次の収入によって形成される

- * 助成金と寄付
- * 贈与、遺産相続者としての指定、および遺贈
- * その他のあらゆる収入と利益

役員会

第4条

- 1. 財団の役員会は3名以上の役員を以て構成する。その役員数は役員会が満場一致を以て定める。
- 2. 役員会は（役員が任命されている設立当初の役員会を除き）その中より代表1名、書記1名および会計1名を選出する。書記と会計とは同一人が兼任できる。
- 3. 役員の任期は無期限とする。役員会に一つ或いは複数の空席が生じた時には、それから2ヶ月以内に、残りの役員たちが総意により（場合によっては唯一人残った役員が）後継者を任命する。
- 4. 役員会に空席が生じた場合、残った役員（一人のことも有りうる）が合法的な役員会を構成する。
- 5. 役員はその仕事に対して報酬を受けない。但し職務遂行のために生じた費用について

ては、役員はその全額あるいは一部を補償してもらう権利を持ちうる。これについては第12条の内規で定める。

役員会の会議と決議

第5条

1. 役員会の会議は、招集によりオランダ国内で開かれる。
2. 会議は年1回以上開催する。
3. さらに、会議は、財団代表が必要と認めたとき、もしくは他の役員の一人または評議員の一人が取り扱うべき問題点を明示した書面を以て代表に要請したときにも、臨時に開かれる。この要請に対して、3週間以内に会議を開くことに代表が応じない場合、要請者には通常の手続きにより自ら会議を招集する権利がある。

役員会の会議に出席できるのは役員と役員会から招待された人に限る。評議員によって招集された役員会の会議には評議員も出席できる。

4. 会議は — 第3項の規定を例外として — 代表が少なくとも7日前（招集の日と会議の日を除き）に書面を以て招集する。
5. 招集状には、会議の場所と日時とともに取り扱う議題を明記すること。
6. 全役員が会議に出席していて、しかも満場一致ならば、取り扱うすべての議題について — 会議の招集と開催についての定款の規定に拠らなくても — 有効な決議を下すことができる。
7. 会議では代表が議長を務める。代表不在のときは会議は自ら議長を指名する。
8. 会議において取り扱われた事柄について、書記または議長が他の出席者の中から依頼した一名が議事録を記す。議事録は、会議で議長と書記の役を勤めた役員が確認し署名する。
9. 役員会が会議において有効な決議をなし得るためには、委任された代理を含む役員の過半数が出席していなければならない。

役員は会議に当たり、議長に全権委任状を提出して、同僚役員の一人に代理してもらうことができる。

ただし一人の役員が全権委任を受けて代理できるのは同僚役員唯一人に限る。

10. 全役員が書面あるいは何かの通信手段によって各自の意見を述べる機会があるならば、役員会は会議によらなくとも議決することができる。この方法による決議については、書記が受理したすべての返書を添えて報告書を作成し、代表と共に署名してから議事録に加える。
11. 役員はそれぞれ1票の議決権を有する。この定款が大多数を要求していない限り、役員会の議決は全て有効投票数の過半数により採決される。
12. 書式投票を議長が要望するか有権者の一人が要求する場合を除き、会議における採決はすべて口頭による。

書式投票は無記名の密封した書面による。

13. 白票は無効と見なされる。

14. 投票について定款の予想しない意見の相違が生じた場合は、全て議長が決裁する。

役員会の権限と代表資格

第6条

1. 役員会は財団運営の責任を負う。
2. 全役員の総意で議決された場合、役員会は、登記物件を取得し手放しました抵当に入れる契約を結ぶことを決め、また財団が保証人または連帯債務者となったり第三者のために尽力したり第三者の債務に保証を提供したりすることを決める権限を持つ。

第7条

1. 役員会はあらゆる場合に財団を代表する。
2. 代表権限は2名共同の役員当事者に与えられる。
3. 役員会は一人または複数の役員もしくは第三者に、権限の範囲内で財団を代表する全権を委任することができる。

役員資格の喪失

第8条

役員の資格は次の何れかの場合に喪失する。

- a. 役員の死亡
- b. 能力の喪失
- c. 書面による依頼退職
- d. 他の役員全員により解任が決められたとき
- e. 評議員への選任を受け入れたとき
- f. 民法第2書第298条に基づく免職（内容：役員が法律や定款に違反したり運営の誤りを冒した場合、あるいは裁判による命令を無視・軽視した場合、裁判所から停職・罷免の処分を受けることがある。罷免後5年間はどの財団でも役員となることはできない）

評議員会

第9条

1. 役員会の運営と財団諸般の業務の進行とを監督するため、7名以内の成人からなる評議員会を設けることができる。
2. 評議員会の任務は
 - a. 役員会からの要請の有無に拘らず、財団運営についての助言を与える
 - b. 財団もしくは財団の中の独立部門が年間計画を立てる際や事業計画を実行する

に当たって助言する

c. その他の、この定款あるいは内規の認める権限を行使することである。

3. 評議員会が3名以上の評議員によって構成される場合、評議員会はその中から代表1名と書記1名を選出する。

4. 評議員の選任・解任は役員会が行う。

5. 評議員が役員を兼任することはできない。

6. 評議員は役員会が年々定める額の報酬を受けることができる。

さらに、任務遂行のために要した経費の全額もしくは一部を補償してもらうことができる。

7. 第4条第3項と第8条の規定は評議員会にも適用される。もし評議員が役員会によって解任され役員に任命された場合、それを受け入れれば評議員の職責は終わる。

8. 役員は評議員会の会議に招かれたときにのみ出席することができるが、第5条の規定は、評議員会の機能を発揮するためにもなるべく適用される。

9. 評議員会の任務遂行と職權行使とのため、役員会は適時に必要な情報を提供し、さらに、個々の評議員に対して、その求める財団の諸事についてのあらゆる情報を提出する。

評議員会は財団のあらゆる帳簿・文書・信書を検閲し持ち行く権限を有する。

評議員は財団の使用する総べての場所に何時でも出入りができる。

10. 評議員会は任務遂行のため一人あるいは複数の専門家の協力を得ることができる。
その費用は財団の負担とする。

11. 評議員会は、下記第11条第3項の年次決算に公認会計士または会計・経営顧問による報告書を添えることを要求する権限を持つ。

役員と評議員との合同会議

第10条

1. 役員と評議員とは少なくとも年1回は合同会議を開き、それまでの経過と将来の運営についての大綱を話し合う。

2. 合同会議の招集については役員会と評議員会とは同等の権限を持つ。

3. 合同会議は評議員会の代表が司会する。

会計年度と年次決算

第11条

1. 財団の会計年度は9月1日より翌年の8月31日までとする。

2. 会計年度末を以て財団の帳簿を締め括る。それに拠り会計は終了年度のバランスシートと収支報告書ならびに新年度の収支見積書を作成し、これらの書類を会計年度終了から6ヶ月以内に役員会に提出する。

役員会は年次決算の書類を受理してから 2 カ月以内にそれを査定する。

役員会は、これらの書類に公認会計士または会計・経営顧問による報告書を添えることを要求する権限を持つ。

3. 役員会は査定後 1 カ月以内に、査定したバランスシートと収支報告書ならびに新年度の収支見積書を評議員会に送付する。

内規

第 12 条

1. 役員会はこの定款に含まれていない事項について内規を定める権限を持つ。内規は評議員会の承認を得て決定する。
2. 内規は法律やこの定款に抵触してはならない。
3. 役員会は何時でも内規を変更あるいは廃止する権限を持つ。ただしその変更ないし廃止の決定は評議員会の承認を俟たなければならない。

定款の変更

第 13 条

1. 役員会はこの定款を変更する権限を持つ。評議員会が機能しているならば、定款の変更は評議員会の承認を得て決定される。
2. 役員会の定款変更の決定には、全員出席の役員会議での投票数の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。
定款変更を決定すべき会議に全役員が揃わない場合、その会議から 2 ないし 4 週間後に改めて会議を招集し、出席者数に関係なく、投票数の 3 分の 2 以上の多数決で決定する。
3. 定款変更が提案される会議の招集にあたっては、各役員にその旨を必ず知らせ、併せて変更の文章を含む提案のコピーを配布しなければならない。招集には少なくとも 14 日の余裕を置く。
4. 定款の変更は公証人による公文書が作成されて始めて発効する。
5. 役員は、この変更の真正なコピーと変更された定款の全文を、取引登記を保管する Kamer van Koophandel (商工会議所) に届け出なければならない。

解散と清算

第 14 条

1. 役員会は財団を解散する権限を持つ。そのための決裁には、第 13 条第 1 項の第 2 の文と第 2 ・ 第 3 項の規定が適用される。
2. 財団は解散後も資産の清算のために必要な間は存続する。
3. 清算は役員会が行う。

4. 清算人は財団解散について第13条第5項にいう登記に申告の労をとる。
 5. 清算期間中、この定款の決めは可能な限り有効である。
 6. 財団解散後にもし残金があれば、それは財団の趣旨に沿うよう活用する。
 7. 清算終了後、解散した財団の帳簿と文書の類は最年少の清算人が10年間保管するものとする。

附則

第15条

最後に両申請者の言明した事柄：

1. 法律ならびにこの定款で想定していない事柄に関しては、すべて役員会が決裁する。
 2. 第4条第1・第2項の取決めを実行するため、次の人たちを本財団の最初の役員に選任する：

* 代表 ファン・サンテン 千枝子 (Chieko van Santen) :
生まれ、----- 居住。

* 役員（書記） 申請者 1。

* 役員（会計） 申請者 2。

* 役員 () :

れ、」t居住。

* 役員 : お生まれ、

主。

* 役員 () 三・一 まれ、 A

四 居住。

* 役員

三 居住。

結語

この公文書は冒頭に記した日付でヒレゴム (Hillegom) において作成されたものである。

申請者は、私こと公証人にとっては既知の人達である。私は公文書の実質内容を両人に手渡して説明した。両人は公文書全文を読み聞かせてもらう必要はない」と述べ、公文書の内容を承知し、それに同意すると言明した。

この公文書は、私が部分的に読みあげた上、両申請者、次いで公証人の私が署名した。

以下署名。

2009-01-09 了

